

中間前金払に関する Q&A

平成27年4月1日

Q1 中間前金払とは？

A1 建設工事においては請負金額の4割以内の前金払ができますが、既に前金払を行った建設工事においてさらに追加して請負金額の2割以内の前金払を行うことができます。この追加して行う前金払のことを「中間前金払」といいます。

なお、中間前金払も広義には前金払に含まれるため、以下本 Q&A においては、当初支払われる4割以内の前金払を「当初前金払」、中間前金払を含めた前金払全般を「前金払」と区分します。

Q2 中間前金払の対象工事は？

A2 原則として設計金額が130万円を超える建設工事を、前金払の対象とします。

Q3 中間前金払を請求できる条件は？

A3 当初前金払が行われており、次の要件の全てを満たしていることが必要です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- (3) 既に行われた作業の経費が請負金額の2分の1以上であること。

なお、契約変更のあった建設工事においては、変更後の工期・請負金額等により判定します。

また、中間前金払と部分払の併用はできません。部分払をした建設工事においては中間前金払の請求はできませんし、中間前金払をした建設工事においては部分払いの請求はできません。

Q4 中間前金払の限度額は？

A4 請負金額の6割（当初前金払4割と中間前金払2割）以内の金額が前金払の限度額となります。とくに、上限額は設けておりません。

Q5 工事の出来高が予定を下回っていますが、中間前金払の請求はできますか？

A5 A3の条件を満たしていれば、請求できます。

Q6 中間前金払の認定に必要な書類は？

A6 「木更津市公共工事に関する前金払及び中間前金払実施要領」第9条第1項により「中間前金払認定請求書」および「工事履行報告書」の提出が必要です。「工事履行報告書」には既に行われた作業が確認できる資料（例：実施工程表）を添付してください。

中間前金払制度では検査はありません。監督員が上記提出資料により調査を行いますので工事検査関係書類の提出は不要です。

Q7 中間前金払認定の期間はどの程度ですか？

A7 認定請求から回答まで、概ね7日以内です。

Q8 請負金額が変更された場合の、中間前金払の金額は？

A8 中間前金払の金額は、変更後の請負金額の2割以内であり ①、かつ、当初前金払と中間前金払の合計額が変更後の請負金額の6割以内 ②でなければなりません。

【例】

○増額変更の場合

当初請負金額 1000万円 当初前金払 400万円

変更請負金額 1200万円

① $1200\text{万円} \times 20\% = 240\text{万円}$

② $(1200\text{万円} \times 60\%) - 400\text{万円} = 320\text{万円}$

①<② なので 請求上限額は 240万円

○減額変更の場合

当初請負金額 1000万円 当初前金払 400万円

変更請負金額 800万円

① $800\text{万円} \times 20\% = 160\text{万円}$

② $(800\text{万円} \times 60\%) - 400\text{万円} = 80\text{万円}$

①>② なので 請求上限額は 80万円